

不用品売却処分（普通自動車ほか6台）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

N o . 1 普通自動車（秋田501 さ 7008）
(1) リサイクル料金 預託済み 9,410円
(2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所）
(3) 担当課等 保健総務課 総務企画担当 辻（電話 018-883-1170）
(4) 車両の概要
ア 車台番号 BNK12-120511、型式 DBA-BNK12、原動機の型式 CR14、 初度登録年月 平成20年8月、車名 ニッサン、車体の形状 箱型
イ 解体処分とすること。部分取り不可。シャシー腐食。

N o . 2 マイクロバス（秋田200 さ 975）
(1) リサイクル料金 預託済み 17,940円
(2) 保管場所 秋田市雄和種沢字戸草沢105（雄和中央保育所）
(3) 担当課等 子ども育成課 大越（電話 018-888-5692）
(4) 車両の概要
ア 車台番号 TRH228-0002396、型式 CBF-TRH228B、原動機の型式 2TR、 初度登録年月 平成21年3月、車名 トヨタ、車体の形状 キャブオーバ
イ 解体処分とすること。部分取り不可。故障あり。

N o . 3 消防自動車（秋田800 さ 9925）
(1) リサイクル料金 預託済み 8,740円
(2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内）
(3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243）
(4) 車両の概要
ア 車台番号 XZU378-1002799、型式 BDG-XZU378M、原動機の型式 N04C、 初度登録年月 平成22年11月、車名 日野、車体の形状 消防車
イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

№. 4 消防自動車 (秋田 8 8 す 3 3 3 4)

- (1) リサイクル料金 預託済み 5,070円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1 (土崎消防署外旭川出張所敷地内)
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司 (電話 018-823-4243)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 FG337C460192、型式 U-FG337C改、原動機の型式 4D33、
初度登録年月 平成5年3月、車名 三菱、車体の形状 消防車
 - イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

№. 5 救急車 (秋田 8 3 0 せ 2 0 1 4)

- (1) リサイクル料金 預託済み 13,900円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1 (土崎消防署外旭川出張所敷地内)
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司 (電話 018-823-4243)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 TRH226-0013845、型式 CBF-TRH226S、原動機の型式 2TR、
初度登録年月 平成26年11月、車名 トヨタ、車体の形状 救急車
 - イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

№. 6 普通自動車 (秋田 3 3 な 5 2 1)

- (1) リサイクル料金 預託済み 11,750円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1 (土崎消防署外旭川出張所敷地内)
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司 (電話 018-823-4243)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 PAY31-462237、型式 E-PAY31、原動機の型式 VG30、
初度登録年月 平成9年4月、車名 ニッサン、車体の形状 箱型
 - イ 解体処分とすること。部品取り不可。故障箇所多数あり、自走不可。

№. 7 小型動力ポンプ車 (秋田 80 あ 863)

- (1) リサイクル料金 預託済み 3,820円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1 (土崎消防署外旭川出張所敷地内)
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司 (電話 018-823-4243)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 S110W-000836、型式 V-S110W、原動機の型式 EF、
初度検査年月 平成8年一月、車名 ダイハツ、車体の形状 消防車
 - イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 搬出期限については、令和6年7月31日（水）までとする。
- (4) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、車両を受け取った後、担当課へ受領書を提出すること。
- (6) №. 3～№. 5および№. 7の消防車両については、適正に解体し、廃棄処分すること。処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。また、解体後は、担当課へ解体証明書を提出すること。
- (7) №. 1～№. 2および№. 6（消防車両以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。ただし、秋田市の車両と認識される塗装等がある場合には、それを完全に抹消（消去）し、前所有者を特定できないようにすること。なお、その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。

ア 落札者が車両を解体する場合

- (ア) 担当課へ車両および預託証明書等（A券、B券）の引渡しを依頼するこ

と。

(イ) 車両の解体を行い、担当課へB券および解体証明書を提出すること。

なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う（登録識別情報等通知書および譲渡証明書は交付しない。）。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 伊勢

電話 018-888-5436